

一般社団法人 北海道農業建設協会会長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課
技術管理担当課長

「A I 活用試行工事」の実施について (通知)

建設業界においては、働き方改革の推進により時間外労働の上限規制が適用される中、限られた工期内で工事を完成させる必要があり、I C T 施工やA I 技術等を活用した施工の効率化が求められております。

また、技術者の高齢化や若年層の入職者減少に伴い、人手不足が深刻化するなど、省人化・省力化の取組がこれまで以上に重要となっております。

こうした背景を踏まえ、A I 技術の活用を通じて、施工の効率化、品質および安全性の向上を図るため、農政部が発注する工事において「A I 活用試行工事」を実施することとし、別添のとおり実施要領を定め、各(総合)振興局産業振興部長あてに通知したのでお知らせします。

記

1. 対象工事

令和8年4月1日以降公告の工事及びこれ以前の発注工事で受注者が希望する工事
ただし、工事施行成績評定を行わない工事は対象外とするが、受注者の取組は妨げない。

2. 試行工事の流れ(※詳細は、実施要領を確認願います。)

- ①発注者は、対象工事の「特記仕様書」「入札の公告」に必要事項を記載。
- ②契約後、受注者が本取組を希望した場合は、受注者が取組内容を提案し、発注者と協議。
- ③受注者は、工事の中で取組を実施し、工事完成時に実施状況報告書を発注者に提出。
- ④発注者は、取組が確認できた場合、工事施行成績評定の「創意工夫」で加点評価する。

3. 評価する取組

・下記条件を満たす提案について、工事施行成績評定で加点評価する。

①	工事現場内で行う取組(工場製作のみの工事の場合は、工場での取組も対象とする)
②	施工関係、品質関係、安全衛生関係に該当する次のいずれかの取組 ・出来形管理や品質管理、施工方法等において業務の効率化を図る取組 ・土工やコンクリート打設等において工事目的物の品質を向上させる取組 ・施工中の安全性を向上させる取組や熱中症対策等、作業員の健康管理に関する取組
③	発注者が費用を計上していない取組
④	工事現場としての実施が確認できる取組
⑤	工事現場の安全や目的物の性能や耐久性等に影響しない取組

4. その他

本取組は、北海道開発局、札幌市と連携し進める取り組みです。

(主査(技術調査) 011-231-4111 内線27-182)